

多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向

令和元年6月17日

金融庁 / 消費者庁 / 厚生労働省(自殺対策推進室) / 法務省

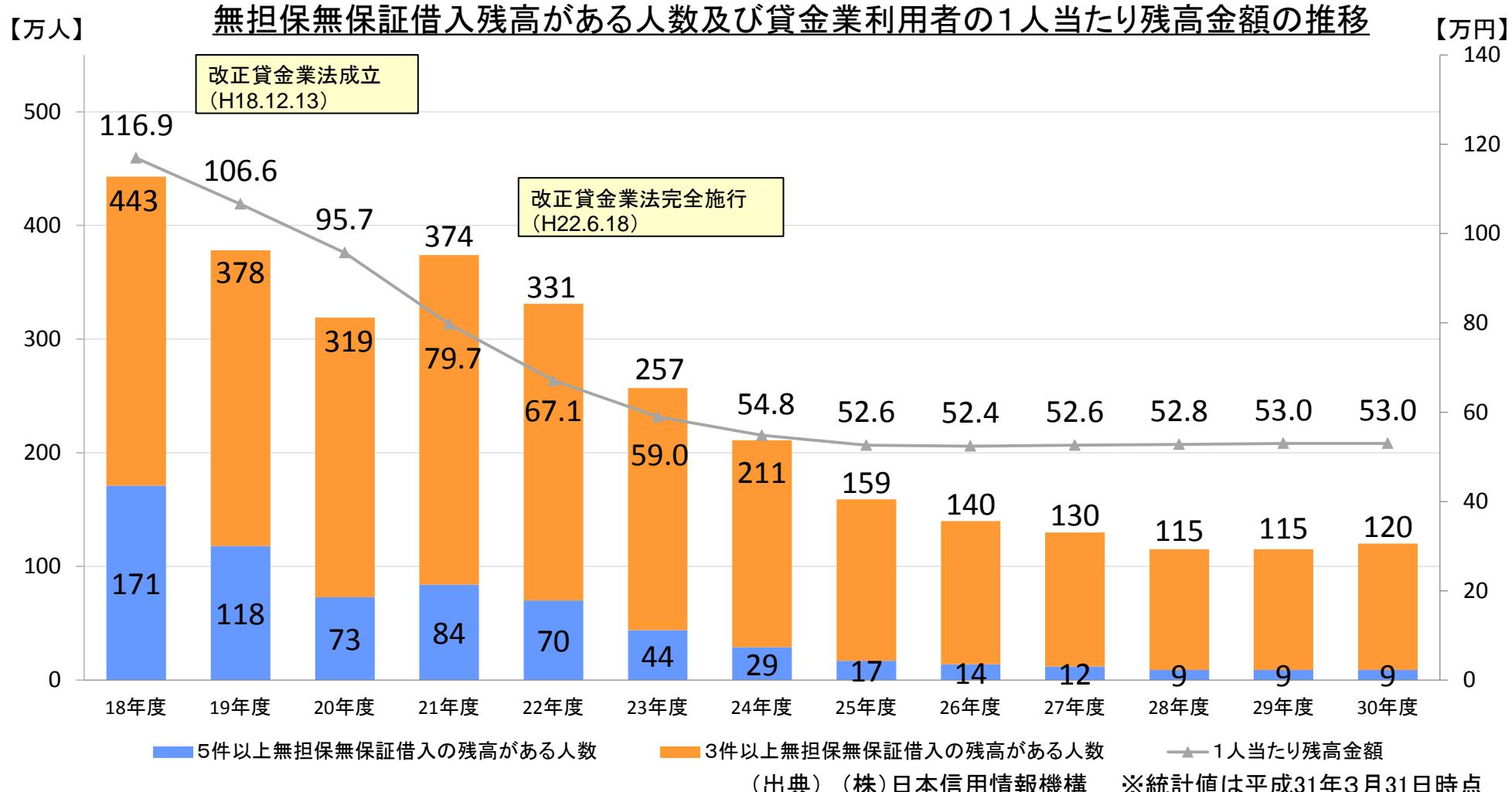
目 次

1. 無担保無保証借入残高がある人数及び貸金業利用者の1人当たり残高金額の推移	…	1
2. 財務局等に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況	…	3
3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況	…	4
4. 「多重債務」に関する消費生活相談の概況	…	8
5. 多重債務が原因とみられる自殺者数	…	10
6. 自然人の自己破産事件の新受件数	…	12
7. 国内銀行のカードローン等の残高と貸金業者による消費者向け貸付け残高の推移	…	13
8. 新たなヤミ金事案について(SNS個人間融資・偽装ファクタリング)	…	14
9. ギャンブル等依存症対策の動向	…	16

1. 無担保無保証借入残高がある人数及び貸金業利用者の1人当たり残高金額の推移

多重債務問題 … 貸金業を営む者による貸付けに起因して、多数の資金需要者等が重畠的又は累積的な債務を負うことにより、その営む社会的経済的生活に著しい支障が生じている状況をめぐる国民生活上及び国民経済の運営上の諸問題をいう。（貸金業法附則第66条）

多重債務者 … 消費者金融等からの複数債務を抱える債務者や返しきれない債務を抱える債務者



【参考】 貸金業利用者に関する調査・研究（結果概要）

1. 調査内容

- (1)調査期日 平成31年3月時点【前回:平成30年3月時点】
- (2)調査対象 20～70代の男女 (有効回収サンプル: (1)54,811サンプル、(2)～(5)4,374サンプル)
- (3)調査手法 インターネットによるアンケート調査

2. 調査概要

(1)「3年以内借入経験者」の割合

- 最近3年以内に「クレジットカード会社のキャッシング・カードローン」、「消費者金融からの借入れ」、「商工ローンからの借入れ」、「手形割引業者からの借入れ」のいずれかの利用経験がある「3年以内借入経験者」は7.6%【前回比 0.3ポイント増】

(2)「3年以内借入経験者」の借入目的

- 「3年以内借入経験者」の消費者金融の利用目的は「生活費不足の補填」が49.5%【前回比 4.5ポイント増】と最多、次いで「クレジットカードの支払資金不足の補填」が19.3%【前回比 1.2ポイント減】、「欲しいもの購入への資金不足のため」が16.8%【前回比 5.7ポイント減】
- その他の借入目的として、「遊ぶためのお金(遊興費等)が足りなかつたため」が16.6%【前回比 1.5ポイント減】が最多、次いで「ギャンブルの元手が足りなかつたため」が8.8%【前回比 0.1ポイント増】

(3)「3年以内借入経験者」の『無登録業者(ヤミ金融)』の利用経験

- 「3年以内借入経験者」のうち、『無登録業者(ヤミ金融)』の利用経験がある者は9.9%【前回比 5.3ポイント増】
- 利用目的は「借入れは限度額ではなかつたが、貸金業者から断られたため」が28.0%【前回比 1.4ポイント増】と最多、次いで、「手続きが簡単であったため」が27.2%【前回比 7.0ポイント増】

(4)ギャンブル等を目的とした借入経験者の相談状況

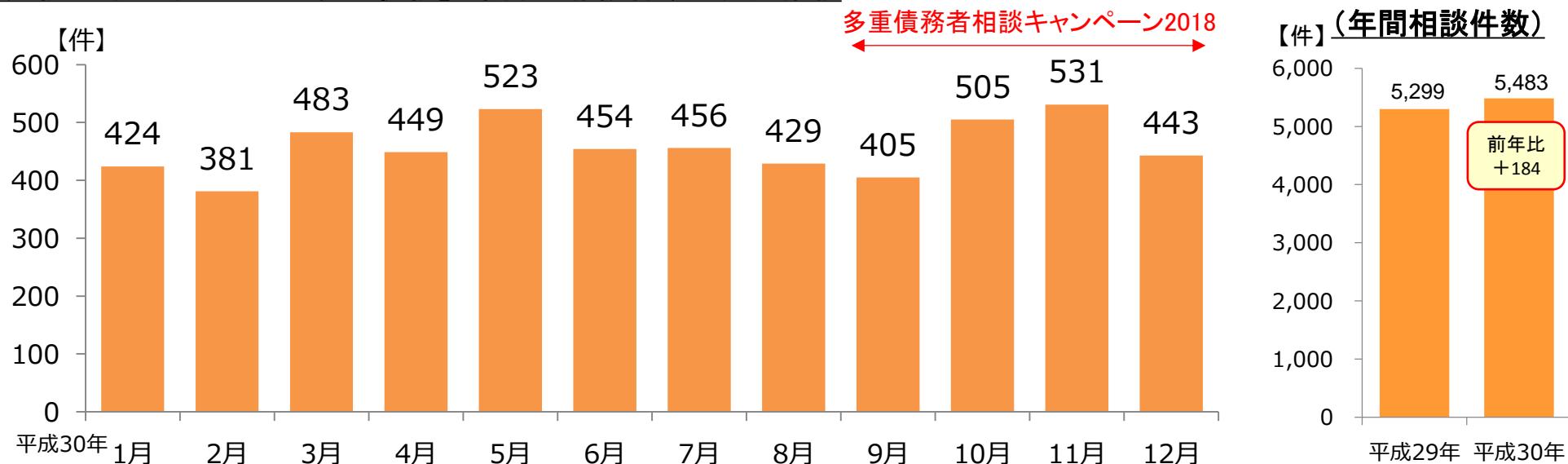
- ギャンブル等を目的とした借入経験者の中で、「相談したことがある」は16.9%（相談先として、「家族・親類・友人」が57.3%、「財務局や地方自治体の相談窓口」が14.0%、「日本貸金業協会」が10.5%、「全国銀行協会」が5.2%、「精神保健福祉センター・保健所」が5.2%）

(5)貸付自粛制度の認知

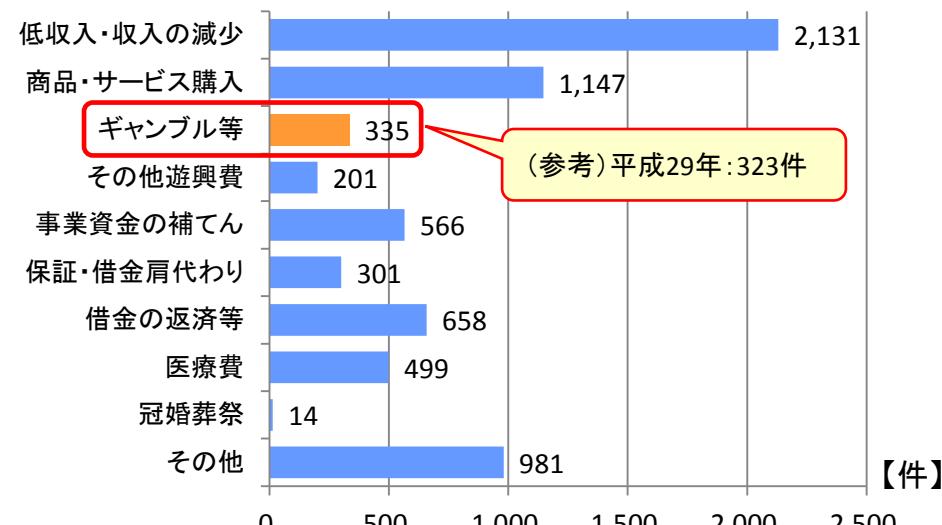
- 貸付自粛制度の「詳細な内容について知っていた」は1.7%、「聞いたことはあるが詳細な内容は知らなかつた」が6.6%、「知らない」は91.7%

2. 財務局等に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況

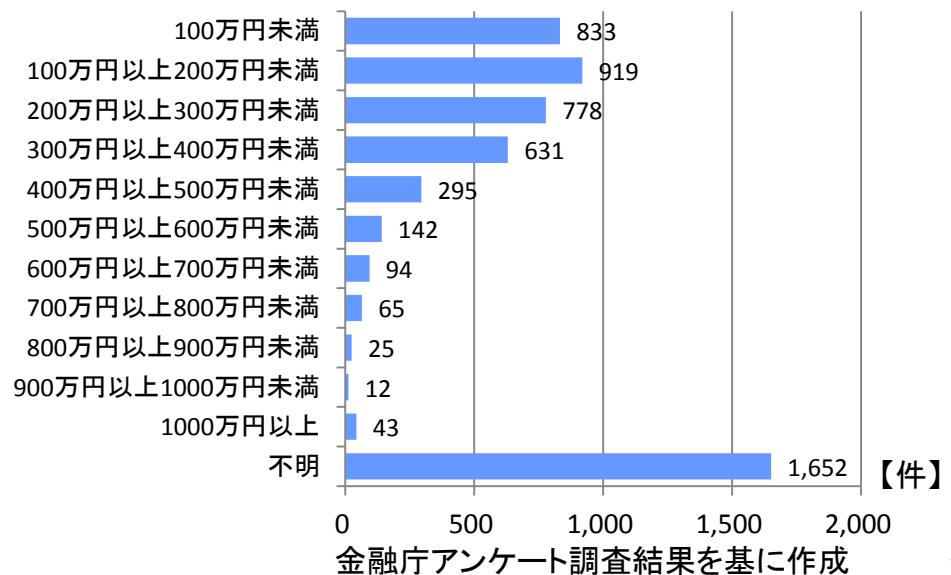
■財務局等に寄せられた「多重債務」に関する相談件数の月別推移



■相談者の借金をしたきっかけ(複数回答可)



■相談者の年収(年収は世帯年収とする)



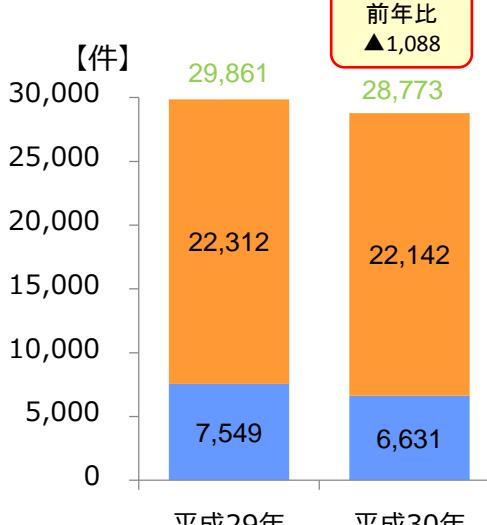
3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況 (1)

■地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談件数の月別推移

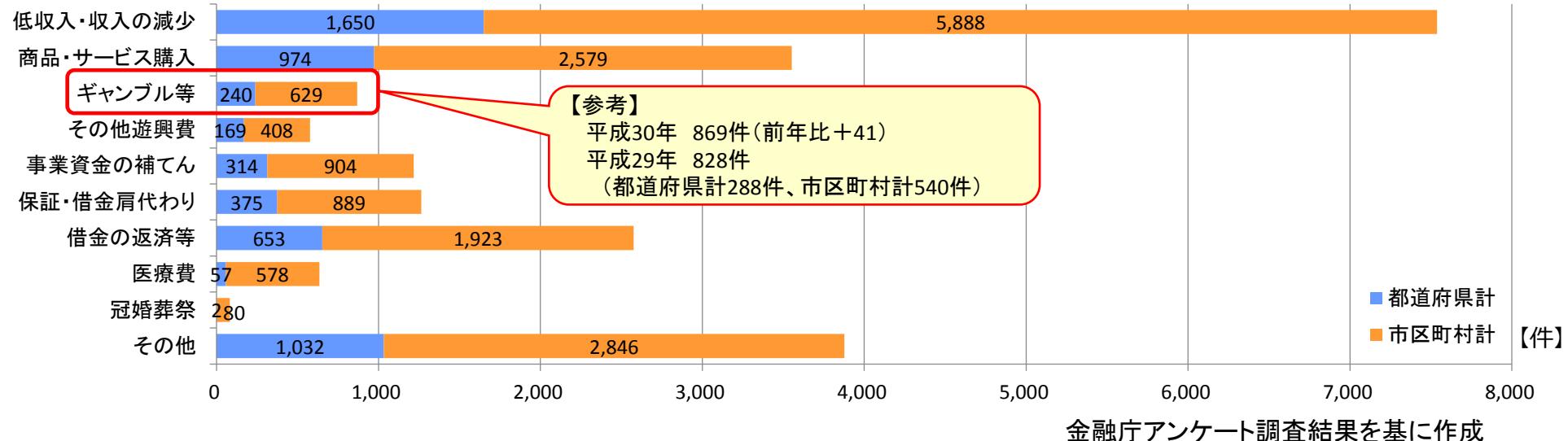


多重債務者相談キャンペーン2018

(年間相談件数)



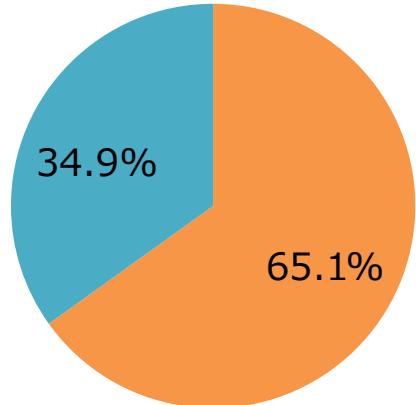
■相談者の借金をしたきっかけ(複数回答可)



3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況 (2)

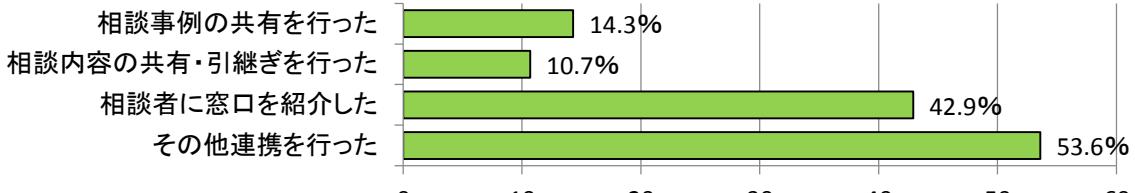
「多重債務者相談強化キャンペーン2018」における生活困窮者自立支援事業等と相談窓口との連携状況

■ 都道府県における連携状況

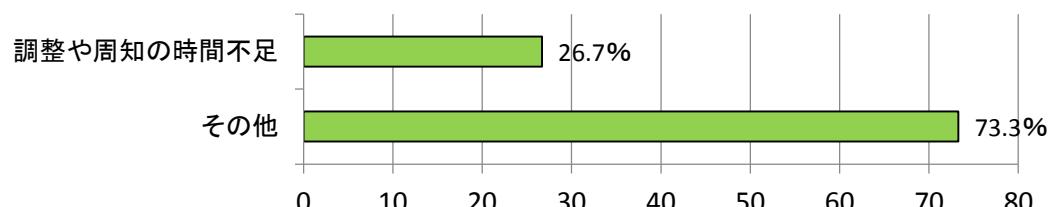


- 連携を行った
- 連携を行わなかった

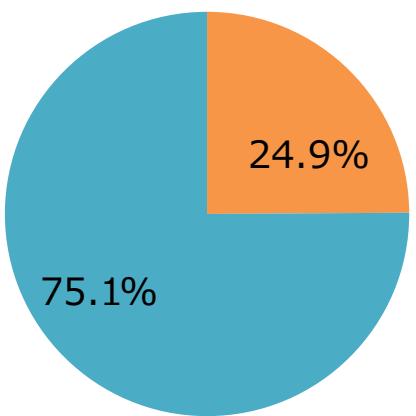
〈連携の内容〉



〈連携を行わなかった理由〉

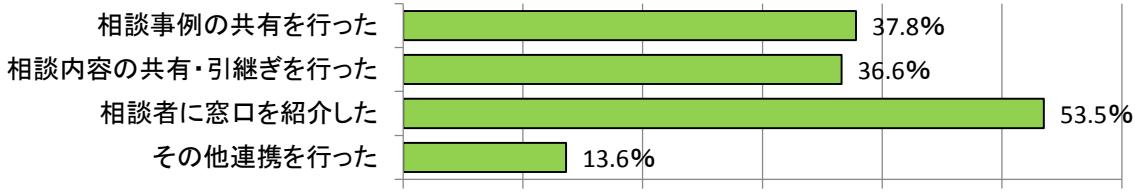


■ 市区町村における連携状況

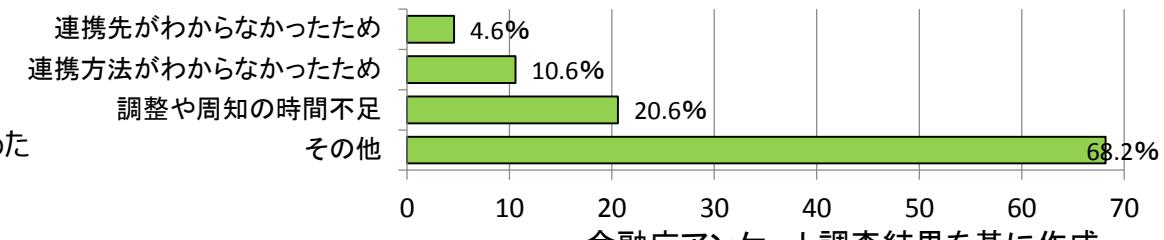


- 連携を行った
- 連携を行わなかった

〈連携の内容〉



〈連携を行わなかった理由〉



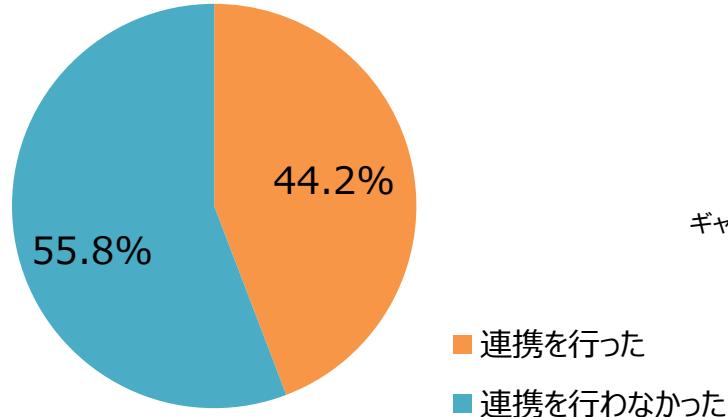
金融庁アンケート調査結果を基に作成

※「連携を行わなかった」回答には、相談事例がなかった地方自治体も含む。

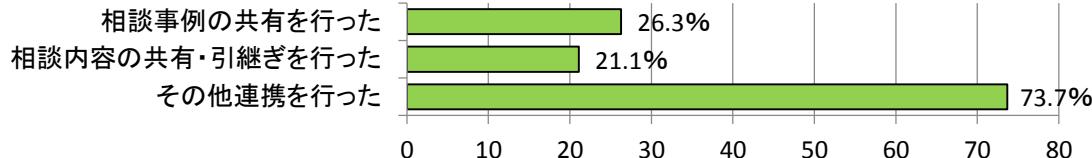
3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況 (3)

「多重債務者相談強化キャンペーン2018」におけるギャンブル等依存症の専門機関と相談窓口との連携状況(都道府県)

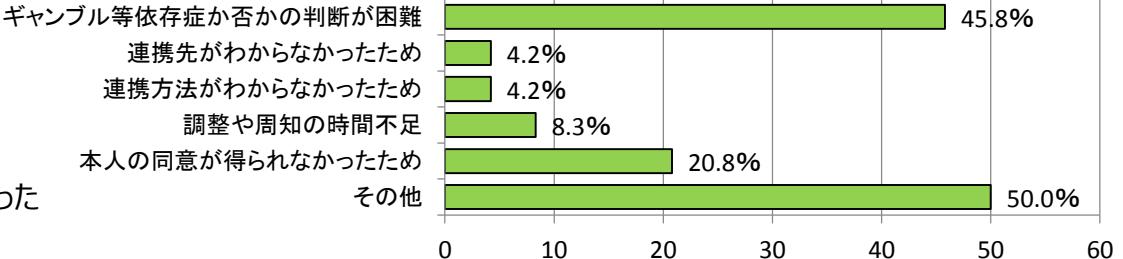
■ 精神保健福祉センター・保健所との連携状況



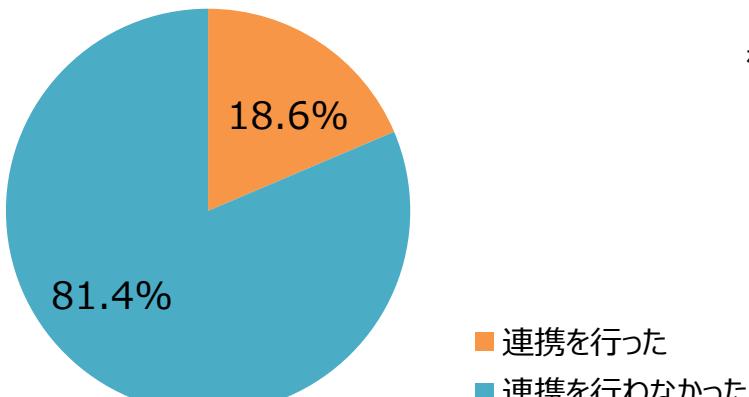
＜連携の内容＞



＜連携を行わなかった理由＞



■ 自助グループ等(※)との連携状況



＜連携の内容＞



＜連携を行わなかった理由＞



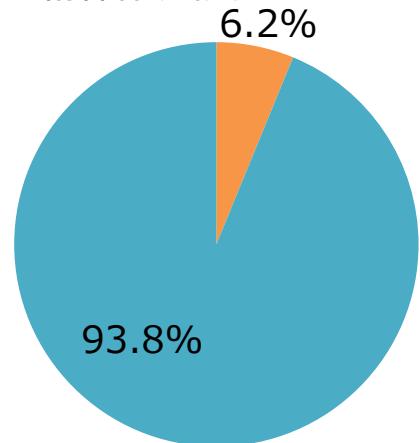
※「連携を行わなかった」回答には、相談事例がなかった地方自治体も含む。

(※) 自助グループ等とは、依存症患者本人の集まり及び依存症回復施設を含むギャンブル等依存症の回復に資する情報提供、勉強会、相談支援及び回復プログラムの提供を行っている民間団体を指します。

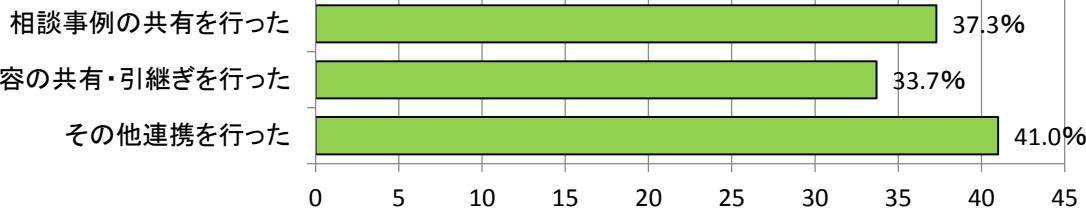
3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況(4)

「多重債務者相談強化キャンペーン2018」におけるギャンブル等依存症の専門機関と相談窓口との連携状況(市区町村)

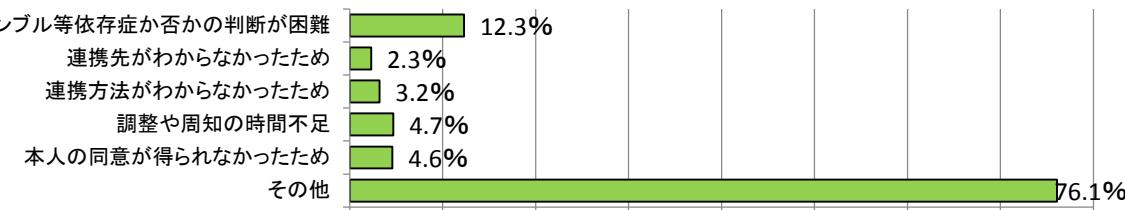
■ 精神保健福祉センター・保健所との連携状況



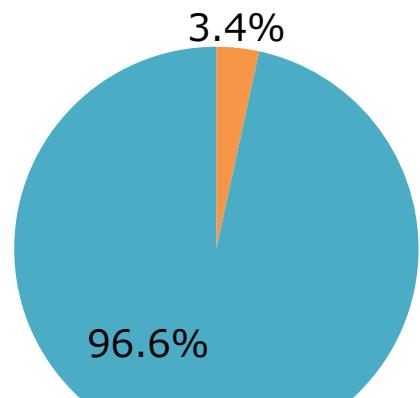
＜連携の内容＞



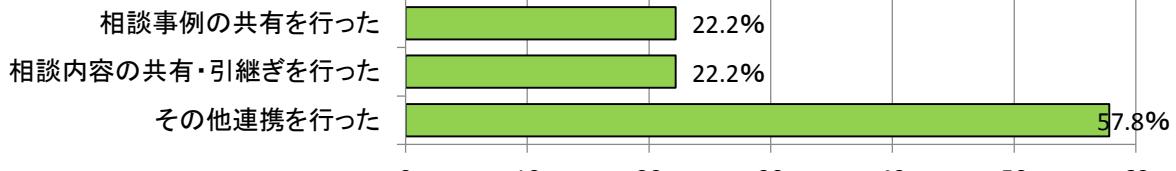
＜連携を行わなかった理由＞



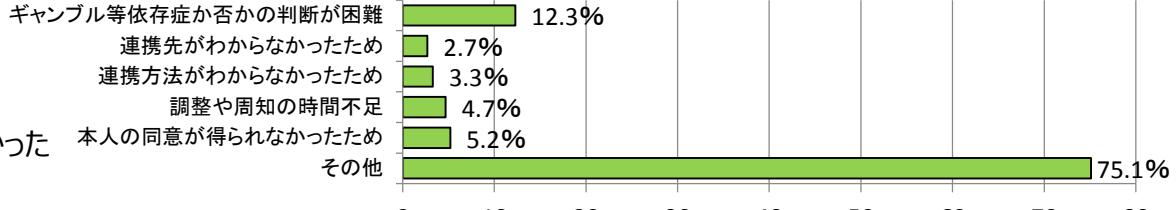
■ 自助グループ等(※)との連携状況



＜連携の内容＞



＜連携を行わなかった理由＞

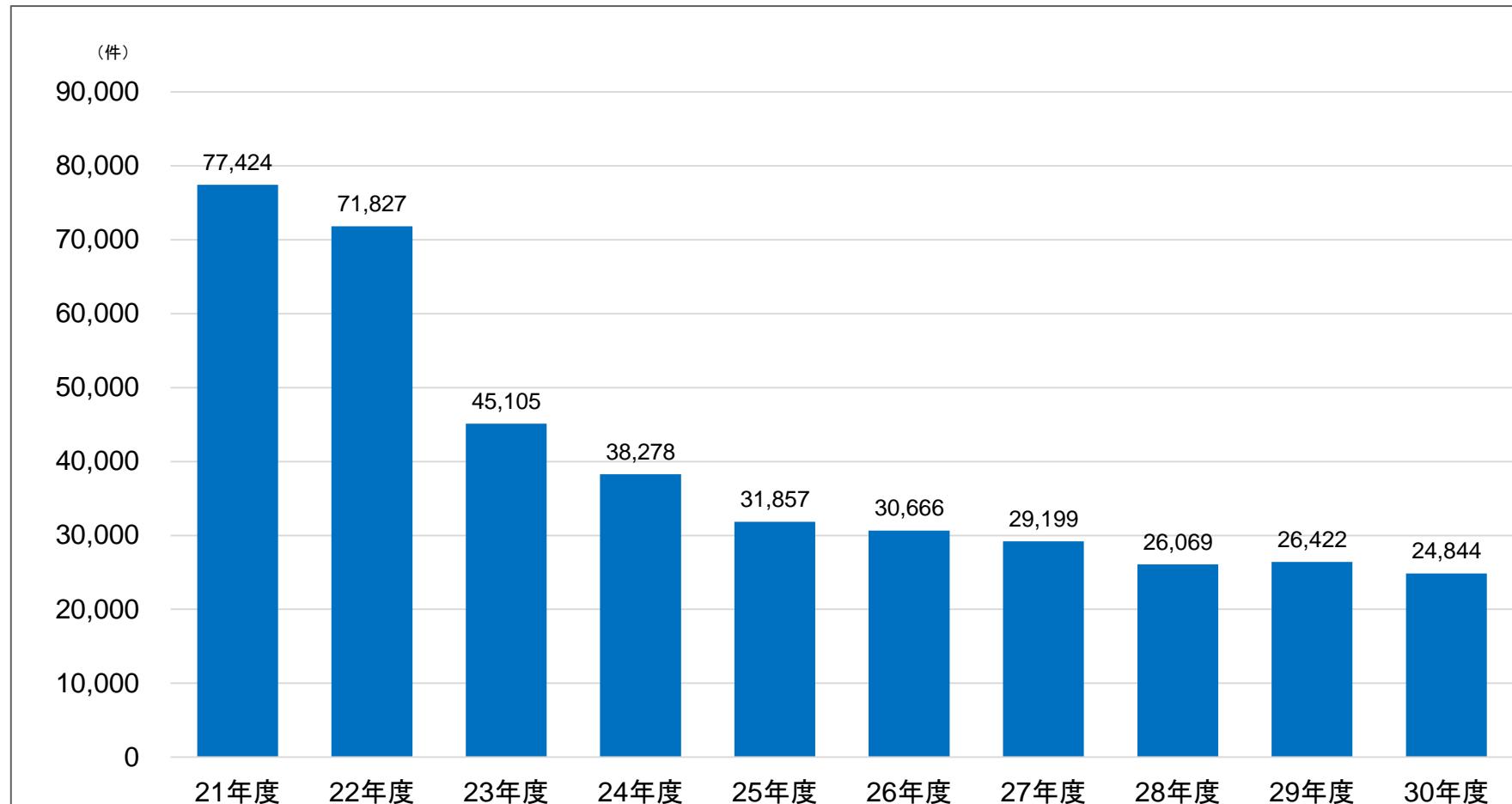


※「連携を行わなかった」回答には、相談事例がなかった地方自治体も含む。

(※) 自助グループ等とは、依存症患者本人の集まり及び依存症回復施設を含むギャンブル等依存症の回復に資する情報提供、勉強会、相談支援及び回復プログラムの提供を行っている民間団体を指します。

4. 「多重債務」に関する消費生活相談の概況(1)

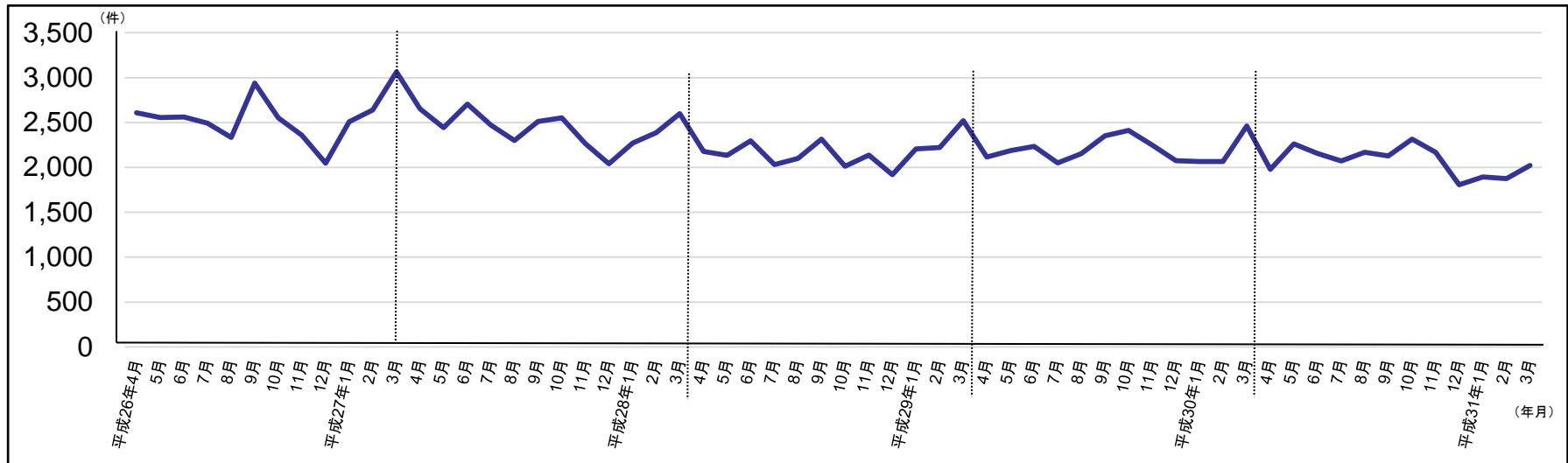
1-1. 相談件数(受付年度別推移)



(注)PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク)を通じて全国の消費生活センターから寄せられた「多重債務」に関する相談件数(平成31年4月30日登録分まで)。

4. 「多重債務」に関する消費生活相談の概況(2)

1-2. 相談件数(受付月別推移)



(注)PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク)を通じて全国の消費生活センター等から寄せられた「多重債務」に関する相談件数。

2. 相談事例

○夫はパチンコ等のギャンブル依存症と思われ、サラ金での借り入れを繰り返している。本人は自分でコントロールできないようで困惑。

○消費者金融3社から借金をしている。毎月の返済が苦しいので債務整理したい。

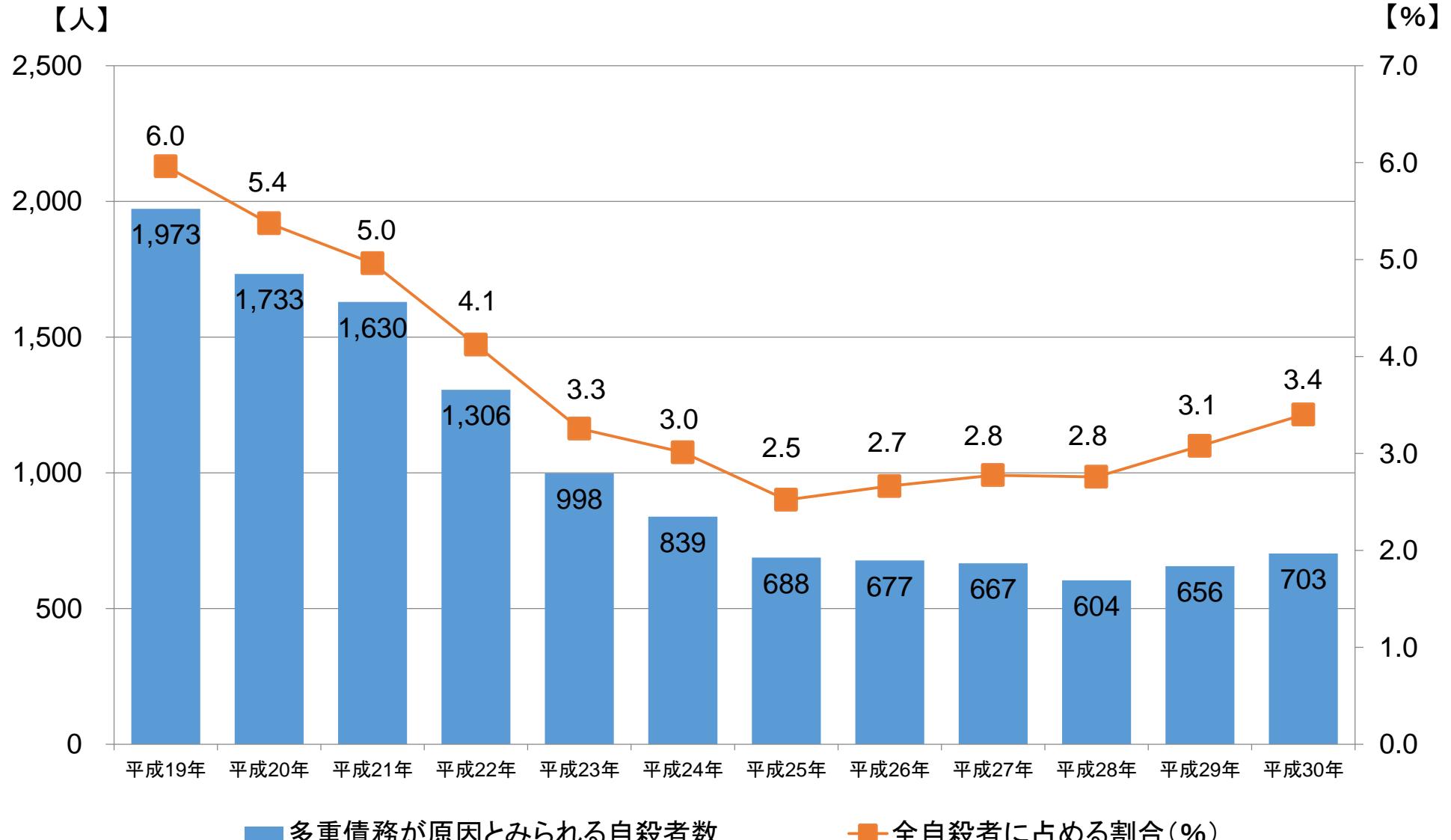
○3社のカードキャッシングを利用している。支払いが大変。どうしたらよいか。

○夫がカード会社2社からキャッシングをしているが返済出来ない。車のローンも滞っており、裁判所から通知が届いている。

○クレジットカードでのキャッシングやショッピング、銀行のフリーローン等利用で多額の債務がある。現在無職だが、債務整理可能か。

○生活費が足りず、銀行やクレジット会社から借り入れをしたが、返済できなくなったので債務整理したい。

5. 多重債務が原因とみられる自殺者数 (1)



厚生労働省、警察庁統計を基に作成

5. 多重債務が原因とみられる自殺者数 (2)

■平成30年中の年齢階級別、職業別の自殺者数(原因・動機が多重債務の者のうち)

(1)年齢階級別自殺者数

年齢階級別		~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳~	不詳	合計
原因・動機別		計	1	86	117	173	192	100	30	4	703
負債 (多重債務)	男	1	77	115	159	179	89	26	2	0	648
	女	0	9	2	14	13	11	4	2	0	55

(2)職業別自殺者数

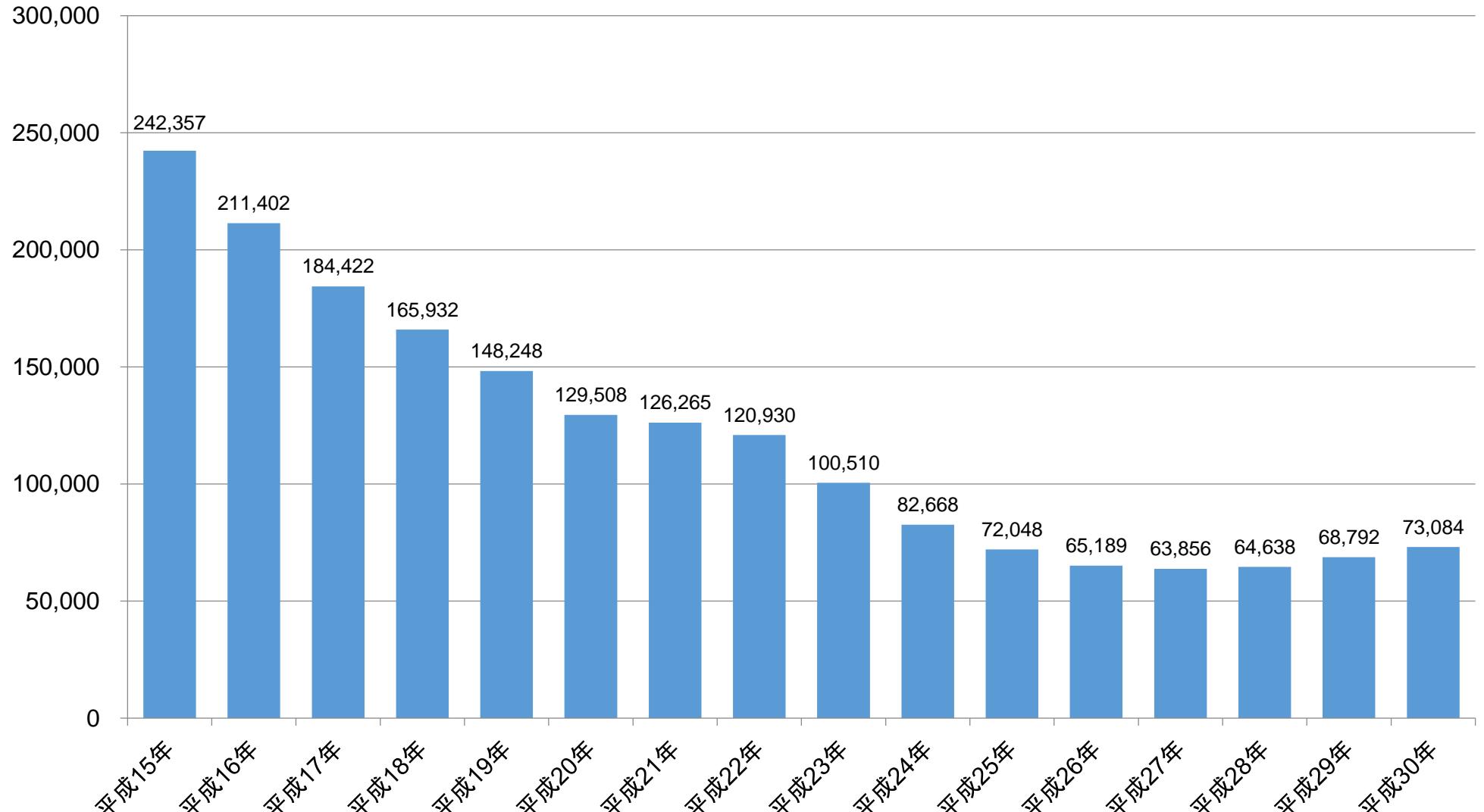
職業別		自営業・家族従業者						被雇用者・勤め人					被雇用者・勤め人								サービス業従事者						
								専門・技術職				管理的職業		事務職		販売従事者		サービス業従事者									
原因・動機別		農・林・漁業	販売店主	飲食店主	土木・建築業・自営	不動産業・自営	製造業・自営	その他の自営業主	自営業・家族従業者合計	教員	医療・保健従事者	芸能人・プロスポーツ選手	弁護士	その他の専門・技術職	議員・知事・課長以上の公務員	会社・公団等の役員	会社・公団等の部・課長	事務員	販売店員	外交員・セールスマン	露店・行商・廃品回収	美容師・理容師	講理人・バーテンダー	飲食店店員	ホステス・ホスト	遊技場等店員	その他のサービス職
負債 (多重債務)	計	12	7	23	24	6	9	36	117	1	10	0	1	10	1	15	2	20	16	17	0	0	5	10	2	1	30
	男	12	7	20	23	6	9	36	113	1	10	0	1	10	1	15	2	16	12	16	0	0	5	8	0	1	28
	女	0	0	3	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	1	0	0	0	2	2	0	2

職業別		被雇用者・勤め人										被雇用者・勤め人		被雇用者・勤め人合計		有職者合計	
		技能工					保安従事者		通信運輸従事者			労務作業者					
原因・動機別		建設職人・配管工	輸送・精密機械工	機械工(輸送・精密を除く)	金属加工工	食品・衣料品製造工	その他の技能工	警察官・自衛官・消防士等	その他の保安従事者	運輸従事者	通信従事者	土木建設労務作業者	運搬労務作業者	その他の労務作業者	その他	被雇用者・勤め人合計	有職者合計
負債 (多重債務)	計	16	1	7	9	8	15	4	9	15	2	23	15	47	51	363	480
	男	16	1	6	9	8	15	4	9	14	2	23	15	46	48	342	455
	女	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3	21	25

職業別		無職						無職						無職合計		不詳		合計			
		学生・生徒等			無職者			無職者			無職者										
原因・動機別		未就学児童	小学生	中学生	高校生	大学生	専修学校生等	学生・生徒等計	主婦	失業者	利子・配当・家賃等生活者	年金・雇用保険等生活者	浮浪者	その他の無職者	無職者計	無職合計	不詳	合計	無職合計	不詳	合計
負債 (多重債務)	計	0	0	0	0	4	1	5	10	50	0	27	1	123	211	216	7	703	7	703	
	男	0	0	0	0	4	1	5	0	49	0	22	1	109	181	186	7	648	7	648	
	女	0	0	0	0	0	0	0	10	1	0	5	0	14	30	30	0	55	0	55	

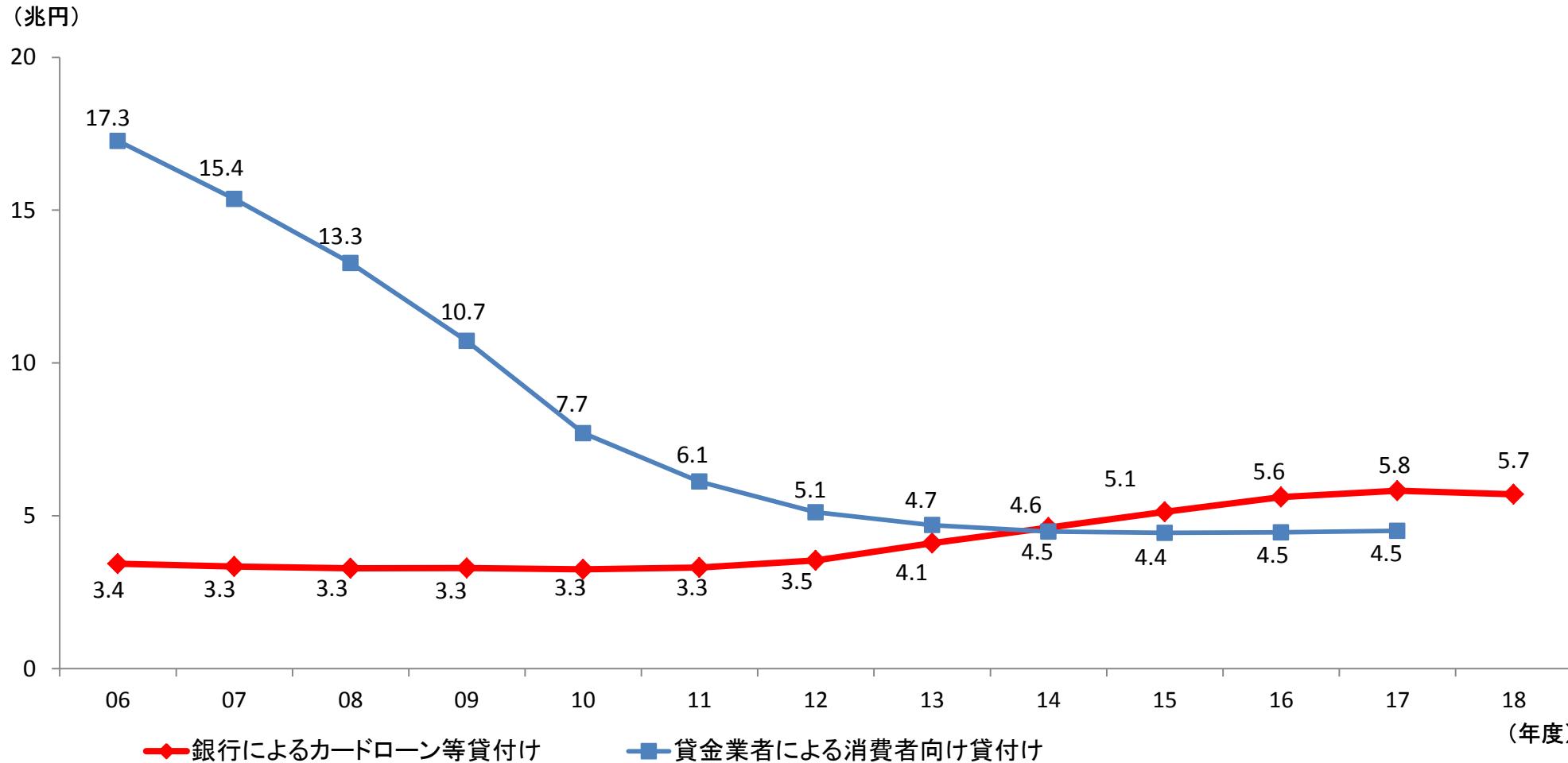
(出典)厚生労働省・警察庁統計

6. 自然人の自己破産事件の新受件数



(出典)平成29年までは司法統計、平成30年は司法統計月報(速報値)

7. 国内銀行のカードローン等の残高と貸金業者による消費者向け貸付け残高の推移



(注)「カードローン等」は、カードローン(当座貸越方式)、応急ローンおよびカードキャッシングの合計。

(資料)金融庁「貸金業関係資料集」、日本銀行時系列統計データより、金融庁作成

(参考)信用金庫のカードローン等残高

2016年度末	2017年度末	2018年度末
6,083億円	6,243億円	6,244億円

8. 新たなヤミ金事案について(SNS個人間融資・偽装ファクタリング)

□ 課題

○近時、以下のような**新たなヤミ金事案**が発生しているとの指摘がされている。

- SNS等を利用して、個人間での融資を装い、業として、違法な高金利での貸付けを行うもの
- 中小企業者に対し、ファクタリング(売掛債権等の売買)を装い、実質的には債権を担保とした貸付けを行うもの

□ 対応

○利用者から寄せられた**苦情・相談事例について調査**を実施。

- 金融庁において年間50件程度(うち具体的被害に関するもの10件程度)の苦情・相談事例が確認された。

 <具体的被害に関する苦情・相談の例>

- ・インターネットを通じてお金を借り、毎月少しずつ返済していたところ、今までの返済は全て利息だといわれ、払えなければ家にまで取り立てに行くと脅された
- ・ファクタリング業者への手数料が2ヶ月ごとに3割となっているが、違法ではないか 等

○SNSプラットフォーマー及び広く知られているファクタリング業者に対し、実態把握のためのヒアリングを実施中。

- ヒアリング対象事業者においては、具体的な被害事例・悪質業者の情報は、把握されていなかった。
- SNS個人間融資については、不特定多数が閲覧可能なツールで広く勧誘を行い、詳細は相対でやり取りするといった手口で、業として金銭の貸付けが行われている可能性が示唆された。
- 偽装ファクタリングについては、一般にファクタリング契約の審査には一定の時間を要するところ、売掛債権を速やかに現金化したい中小企業者が、高額な手数料等を是認して、ヤミ金業者から債権担保貸付けを受けている可能性が示唆された。

○被害の発生を未然に防止するため、関係機関と連携した注意喚起のための啓発を実施中。

- 首相官邸のメールマガジン・LINE、金融庁及び消費者庁のTwitter公式アカウント等において、注意喚起の記事を配信した。
- SNSプラットフォーマー等で構成される協議会において、構成員を通じて、問題提起を実施した。
- 中小企業者が来庁する行政機関等の窓口において、偽装ファクタリングに関する啓発のためのチラシを配布した。

引き続き関係機関と連携して実態把握に努め、啓発や違法業者に係る警告・捜査機関への情報提供等を徹底

【参考】新たなヤミ金事案に関する啓発事例



～経営者の皆様～
その資金調達
大丈夫ですか？

中小企業の経営者を狙い、売掛債権等を譲渡して
資金を調達する「**ファクタリング**」を装って、
資金業登録のない業者が、債権を担保とした違法な
貸付けを行っている事案が確認されています。

被害が疑われる事例

- 債権の買取代金が、債権額に比べて著しく低額であったり、
高額な手数料が差し引かれる
- 契約書に「売買契約」であることが定められていない
- 譲渡した債権の回収(集金)が売主(あなた)に委託されており、
回収することができなかった場合に、売主による債権の買戻しや
買主(買取業者)による償還請求が行われることになっている

あやしいと感じたら、裏面の相談窓口にご相談ください。

日本資金業協会 金融庁 中企連 警察庁

ご連絡・お問い合わせ先

あやしい業者に関する相談窓口

金融庁

金融サービス利用者相談室
受付時間：平日10:00～17:00
■0570-0116811
03-5251-6811(IP電話からの場合)

各財務局の貸金業者に関するお問い合わせ先

北海道財務局 金融監督第3課
■011-709-2311(代)
関東財務局 金融監督第5課
■048-600-1151
北陸財務局 金融監督第2課
■076-292-7854
中国財務局 金融監督第3課
■082-221-9221(代)
福岡財務支局 金融監督第3課
■092-411-5088
沖縄総合事務局 金融監督課
■098-866-0095

東北財務局 金融監督第3課
■022-263-1111(代)
東海財務局 金融監督第4課
■052-951-2995
近畿財務局 金融監督第4課
■06-6949-6520
四国財務局 金融監督第2課
■087-811-7780(代)
九州財務局 金融監督第3課
■096-206-9763

警察

■#9110
(各都道府県警察相談ダイヤル)
03-5739-3861(IP電話からの場合)

資金繰りに関する相談先

北海道経済産業局 中小企業課

■011-709-1783

東北経済産業局 中小企業課

■022-221-4922

関東経済産業局 中小企業課／中小企業金融課

■048-600-0323／048-600-0425

近畿経済産業局 中小企業課

■06-6966-6023

中部経済産業局 中小企業課

■052-951-2748

四国経済産業局 中小企業課

■082-224-5661

■087-811-8529

九州経済産業局 中小企業課

■092-482-5447

■098-866-1755

<SNS個人間融資に関する首相官邸LINEによる注意喚起>
(2019年5月10日配信)

<偽装ファクタリングに関する啓発チラシ>

9. ギャンブル等依存症対策の動向(1)基本計画の閣議決定①

- 平成31年4月、ギャンブル等依存症対策推進基本計画が閣議決定。

※策定経過

- ・ 平成30年10月 第1回ギャンブル等依存症対策推進本部
- ・ 平成31年2月～4月 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議(4回開催)
- ・ 平成31年3月 パブリックコメント手続
- ・ 平成31年4月 第2回ギャンブル等依存症対策推進本部

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

I ギャンブル等依存症問題の現状

- 国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合: 成人の0.8% (平成29年度日本医療研究開発機構(AMED)調査結果)

II ギャンブル等依存症対策の基本理念等

- 発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援
- 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮
- アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項

- 推進体制: ギャンブル等依存症対策推進本部(本部長: 内閣官房長官) 対象期間: 平成31年度～平成33年度(3年間)
- 基本的な考え方

PDCAサイクルによる
計画的な不断の取組の推進

多機関の連携・協力による
総合的な取組の推進

重層的かつ多段階的な
取組の推進

IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について

- ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日～20日)における積極的な広報活動の実施
- 政府においては、全都道府県が速やかに推進計画を策定するよう促進

9. ギャンブル等依存症対策の動向(1)基本計画の閣議決定②

第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

I 関係事業者の取組:基本法第15条関係

広告宣伝の在り方

- ・新たに広告宣伝に関する指針を作成、公表。注意喚起標語の大きさや時間を確保（～平成33年度）[公営競技・ぱちんこ]
- ・通年、普及啓発活動を実施するとともに、啓発週間に新大学生・新社会人を対象とした啓発を実施（平成31年度～）[公営競技・ぱちんこ]

アクセス制限 ・ 施設内の取組

- ・本人申告・家族申告によるアクセス制限等に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究を実施（～平成33年度）[競馬・モーターボート]
- ・インターネット投票の購入限度額システムを前倒し導入（平成32年度）[競馬・モーターボート]
- ・自己申告プログラムの周知徹底・本人同意のない家族申告による入店制限の導入（平成31年度）[ぱちんこ]
- ・自己申告・家族申告プログラムに関し、顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討（～平成33年度）[ぱちんこ]
- ・18歳未満の可能性がある者に対する身分証明書による年齢確認を原則化（平成31年度）[ぱちんこ]
- ・施設内・営業所内のATM等の撤去等（平成31年度～）[公営競技・ぱちんこ]

相談・治療につなげる取組

- ・自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援
[公営競技: 平成33年度までの支援開始を目指す／ぱちんこ: 31年度に開始、実績を毎年度公表]
- ・ギャンブル依存症予防回復支援センターの相談者助成（民間団体の初回利用料・初診料負担）の拡充の検討に着手（平成31年度～）[モーターボート]

依存症対策の体制整備

- ・依存症対策最高責任者等の新設、ギャンブル等依存症対策実施規程の整備（～平成33年度）[競馬・モーターボート]
- ・依存問題対策要綱の整備、対策の実施状況を毎年度公表（平成31年度～）[ぱちんこ]
- ・第三者機関による立入検査の実施（平成31年度～）、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による対策の強化（～平成33年度）[ぱちんこ]

9. ギャンブル等依存症対策の動向(1)基本計画の閣議決定③

第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）《続き》

II 相談・治療・回復支援:基本法第16～19条関係

相談支援

- ・全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備（平成32年度目途）[厚労省]
- ・**ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化** [関係省庁]
- ・婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援（平成31年度～）[厚労省]
- ・**ギャンブル等依存症対策に関する各地域の消費生活相談体制強化（平成31年度～）** [消費者庁]
- ・**多重債務相談窓口**・日本司法支援センターにおける情報提供・相談対応（平成31年度～）[金融庁・法務省]
- ・相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成（平成31年度～）[法務省]

治療支援

- ・全都道府県・政令指定都市への治療拠点の早期整備（平成32年度目途）[厚労省]
- ・専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討（平成31年度～）[厚労省]

民間団体支援

- ・自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援に係る施策の改善・活用促進（平成31年度～）[厚労省]
- ・自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援（再掲）（平成31年度～）[公営競技・ぱちんこ]

社会復帰支援

- ・ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援（平成31年度～）[厚労省]
- ・ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援（平成31年度～）[法務省]
- ・受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援（平成31年度～）[法務省]

III 予防教育・普及啓発:基本法第14条関係

- ・シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的かつ継続的に普及啓発（平成31年度～）[厚労省]
- ・**特設ページ・SNS等を活用した消費者向けの総合的な情報提供。成人式などあらゆる機会を活用した、地域における普及啓発の推進（平成31年度～）** [消費者庁]
- ・新学習指導要領や指導参考資料を活用した学校教育における指導の充実。社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進（平成31年度～）[文科省]
- ・**金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発（平成31年度～）** [金融庁]
- ・産業保健総合支援センターを通じた職場における普及啓発の推進（平成31年度～）[厚労省]

9. ギャンブル等依存症対策の動向(1)基本計画の閣議決定④

第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）《続き》

IV 依存症対策の基盤整備:基本法第20・21条関係

連携協力体制の構築

・各地域における包括的な連携協力体制の構築 [関係省庁]

（専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地公体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画）（平成31年度～）

人材の確保

・医師臨床研修の見直し等[厚労省]、医学部における教育の充実[文科省]（平成31年度～）

・保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成 [厚労省]

・刑事施設職員、更生保護官署職員の育成（平成31年度～）[法務省]

V 調査研究:基本法第22条関係

・ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及（平成31年度～）[厚労省]

・個人認証システム・海外競馬の依存症対策に係る調査、ICT技術を活用した入場管理方法の研究（平成31～33年度）[競馬・モーターボート]

VI 実態調査:基本法第23条関係

・多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握（平成32年度）[厚労省]

・**国民のギャンブル等の消費行動の実態調査を実施（～平成33年度）[消費者庁]**

・相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握（平成31年度～）[公営競技・ぱちんこ]

・ギャンブル等依存症が児童虐待に及ぼす影響の調査（平成31年度～）[厚労省]

VII 多重債務問題等への取組

・**貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び的確な周知の実施（平成31年度～）[金融庁]**

・違法に行われるギャンブル等の取締りの強化（平成31年度～）[警察庁]

9. ギャンブル等依存症対策の動向(2)消費者庁による地域での普及啓発の支援の取組

※ 地方公共団体の皆様に「サンプル」としてお示ししているものです。

【平成★年★月】【●●県】

周りに嘘をついてギャンブル等をしていませんか!? - ギャンブル等依存症はご本人や周囲の方に深刻な影響を及ぼします -

ギャンブル等をしてみようと思っている人や
ギャンブル等をしている人が気を付けるべきポイント

- I. 法令で定められた年齢に達していない人がギャンブル等をすることは認められていません。
- II. 仕事がうまくいかないストレス、ビギナーズラックなど、誰にでもあるようなちょっとしたきっかけで、ギャンブル等依存症になってしまう可能性があります。
- III. ギャンブル等依存症になってしまふと、**借錢をするのは問題だと分かっていてもやめられなくなってしまいます。**

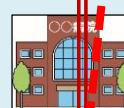
周囲の方が気を付けるべきポイント

- I. **借錢の肩代わりは禁物です。ご本人が立ち直るきっかけを奪ってしまいます。**
- II. **ご本人の状況に振り回され、周囲の方も不健康な思考に陥ることのないようにしましょう。**

【心配ごとがある場合のご相談先】

★医療関係の相談機関の連絡先はこれら。

- ●●県精神保健福祉センター 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
- ▲▲病院 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇



★借錢の問題の相談機関の連絡先はこれら。

- 消費者ホットライン 188 (局番なしの3桁)
- ●●財務事務所 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
- 法テラス・サポートダイヤル 0570-078374
(平日9時～21時、土曜日9時～17時。祝日・年末年始を除く。)



★自助グループの連絡先はこれら。

- GA●● (ギャンブルアノニマス) 《ご本人向け》 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
- ギヤマノン●● 《ご家族向け》 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※ 地域において相互に連携している組織などを記載してください。

※ 公営競技の関係機関で設けている相談窓口、ギャンブル等依存症対策の啓発をしている機関などを記載することも考えられます。

※ 地方公共団体の皆様に「サンプル」としてお示ししているものです。

- 消費者庁では、平成31年2月、内閣官房、金融庁、法務省及び厚生労働省と共同で、ギャンブル等依存症に関する知識の普及をきめ細やかに進めて頂けるよう、啓発用資料のサンプルを作成し、都道府県等に提供。

【主な内容】

- ★ 消費者庁において、平成30年11月に公表した啓発用資料に盛り込んだ要素をいかしつつ、「ご本人の状況に振り回され、周囲の方も不健康な思考に陥ることのないようにしましょう。」との観点を明確に記載。
- ★ 各地域において、ギャンブル等依存症に関連する相談をすることが可能な機関などが、地域住民の方々に明確になることも期待。



周りに嘘をついてギャンブルをしていませんか!?

～ギャンブル等依存症はご本人や周囲の方に深刻な影響を及ぼします～

ギャンブルをしてみようと思っている人や
ギャンブルをしている人が気を付けるべきポイント

- ◆法令で定められた年齢に達していない人がギャンブルをすることは認められていません。
- ◆仕事がうまくいかないストレス、ビギナーズラックなど、誰にでもあるようなちょっとしたきっかけで、ギャンブル等依存症になってしまう可能性があります。
- ◆ギャンブル等依存症になってしまふと、**借錢をするのは問題だと分かっていてもやめられなくなってしまいます。**



周囲の方が気を付けるべきポイント

- **借錢の肩代わりは禁物です。ご本人の立ち直るきっかけを奪ってしまいます。**
- **ご本人の状況に振り回され、周囲の方も不健康な思考に陥ることのないようにしましょう。**



周りに嘘をついてギャンブル等をしていませんか!?

- ギャンブル等依存症はご本人や周囲の方に深刻な影響を及ぼします -

ギャンブル等をしてみようと思っている人や
ギャンブル等をしている人が気を付けるべきポイント

- 1 法令で定められた年齢に達していない人がギャンブル等をすることは認められていません。
- 2 仕事がうまくいかないストレス、ビギナーズラックなど、誰にでもあるようなちょっとしたきっかけで、ギャンブル等依存症になってしまう可能性があります。
- 3 ギャンブル等依存症になってしまふと、**借錢をするのは問題だと分かっていてもやめられなくなってしまいます。**

周囲の方が気を付けるべきポイント

- 1 **借錢の肩代わりは禁物です。ご本人が立ち直るきっかけを奪ってしまいます。**
- 2 **ギャンブル等により日常生活に支障が生じている際は、以下の機関等へご相談ください。**



【ギャンブル等で悩みがある場合のご相談先】

★医療関係

○ 松江青葉病院 (松江市)

0852-21-3565

○ こなんホスピタル (松江市)

0852-2-6-0712

○ 松ヶ丘病院 (益田市)

0856-2-2-1-3422

○ 松江立と体の相談センター (松江市)

0852-2-1-2885

○ 松江市・島根県共同設置松江保健所 (松江市)

0852-2-3-1366

○ 鶴見保健所 (宍道市)

0853-2-1-1653

○ 田代保健所 (大田市)

0854-8-4-923

○ 益田保健所 (益田市)

0856-29-5-550

○ 岡崎保健所 (邑南の島町)

0851-2-3-9710

○ 岡崎保健所所内保健委嘱課 (邑ノ島町)

0851-4-2-8121



★自助グループ

○ ご主人向け GA (ギャンブルアノニマス)

GA (ギャンブルアノニマス)
○ ご家族向け ギヤマノン・松江 (松江会場)
さくらの会 (出雲会場)

0852-2-1-2-885

0851-2-3-9710

○ 借金の問題

○ 岩井県消費者センター

0852-2-2-5916 (松江)

○ 消費者ホットライン 188 (局番なしの3桁)

0856-2-2-3-3657 (益田)

○ 法テラス・サポートダイヤル 0570-078374

(平日9時～21時、土曜日9時～17時。祝日・年末年始を除く。)



サンプルの活用実例 (東京都墨田区)

サンプルの活用実例(島根県)

9. ギャンブル等依存症対策の動向(3)消費者庁主作成資料の多様な方法での周知

新生活のスタートを応援します。

～押さえておきたい消費生活上のポイント例～

「絶対に儲かる」、「簡単に稼げる」には気を付けましょう。

★ **投資などの勧誘**に対しては、即答せずゆっくり考えましょう。
「うのみにしない」ことが重要です。

消費生活に関わる技術の進展と上手につきあいましょう。

★「**キャッシュレス**」決済を適切に利用しましょう。

- クレジットカードの暗証番号は適切に管理しましょう。
- QRコードによるものなど、便利な決済方法が浸透しつつありますが、家計の状況を適切に把握しましょう。使い過ぎに陥ってからでは遅すぎます。

★「**プラットフォーム**」を適切に利用しましょう。

- フリマアプリなどの個人間の取引として扱われる取引において、先に出品者評価をしてしまい、商品が届かないなどのトラブルも見られます。アプリ運営事業者がトラブルに介入しない仕組みであることも少なくありません。
- 利用規約、出品者の評価等を事前に十分確認しましょう。

※ プラットフォームは、弊に「うのみにしない」ことのできる投資の確認をします。

健康的な生活のリズムを保つように心がけましょう。

★**ギャンブル等依存症に陥らない**よう気を付けてください。

- ビギナーズラック、新生活になかなか慣れることのできないストレスなど、様々な背景でギャンブル等にのめり込んでしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症は、ご本人やご家族の生活に深刻な影響を及ぼすだけでなく、多重債務問題、自殺問題等の社会問題を引き起こすこともあります。

「持続可能な消費生活」に意識を向けてみましょう。

★**再配達は宅配便のドライバーに重い負担**をかけています。

- コンビニエンスストアや宅配ボックスで受け取る、自分が確実に受け取れる日時・場所を指定するなど、できるだけ1回で受け取るよう努めましょう。

おかしいと思ったら。。。
心配なことがある場合は。。。

- 一人で悩まず、**消費者ホットライン 188** (局番なしの3桁番号) 等の関係機関にご相談ください。

作成取りまとめ：消費者庁消費者政策課（電話：03-3507-8800（代表）FAX：03-3507-7557）

【平成31年3月作成】



【平成31年4月1日付け 配信の首相官邸メール】

～スムーズな新生活のスタートのために、どんなことに気を付ければよいか確認しましょう～

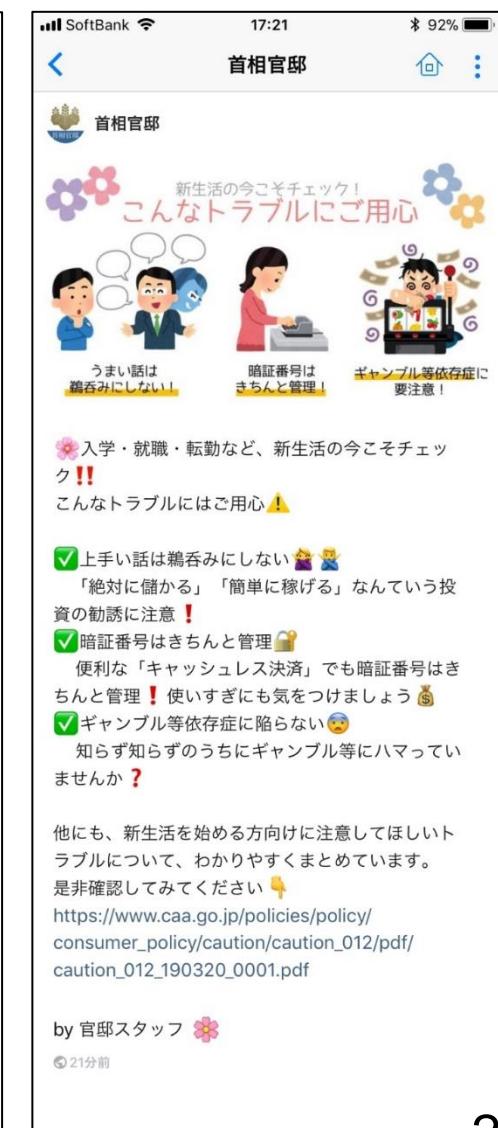
4月に入り、入学、就職、転勤などで、新しく一人暮らしを始める方も多いと思います。

消費者庁では、そうした皆様向けて、消費生活上注意すべきポイント例を4分野・5項目にわたって紹介した啓発用資料を公表しました。

キャッシュレス決済、プラットフォーム(フリマアプリなど)、ギャンブル等依存症、宅配便の再配達の抑止など、利用前の確認などが必要な事項を含めて、重要なポイントを分かりやすく紹介しています。ぜひご活用ください。

詳細は**こちら**をご覧ください。

【平成31年4月10日付け 配信の首相官邸LINE】



9. ギャンブル等依存症対策の動向(4)ギャンブル等依存症問題啓発週間における取組例

- 長野県では、令和元年5月、ギャンブル等依存症問題啓発週間と消費者月間の相乗りのイベントとして、ギャンブル等依存症問題に関する講演会を開催。

【開催のプレスリリース(抜粋)】



しあわせ信州

長野県(県民文化部)プレスリリース 平成 31 年(2019 年)4月4日

『ギャンブル等依存症 ならない、させない、取り残さない』 消費者月間記念 ギャンブル等依存症啓発講演会を開催します

県では、5月の消費者月間、5月14日から20日までのギャンブル等依存症問題啓発週間の取り組みの一つとして、ギャンブル等依存症問題に関する一般の皆様を対象とした講演会を開催します。

ギャンブル等依存症について、当事者やその御家族、現場で相談を受ける講師の体験談を交え、実態やその対策について知ることができるよい機会ですので、ぜひ御来場ください。

○ 内容

1 日 時

令和元年(2019 年)5月15日(水) 13:30~16:00

2 場 所

長野県長野保健福祉事務所3階会議室(長野市岡田98-1、長野県庁南側)

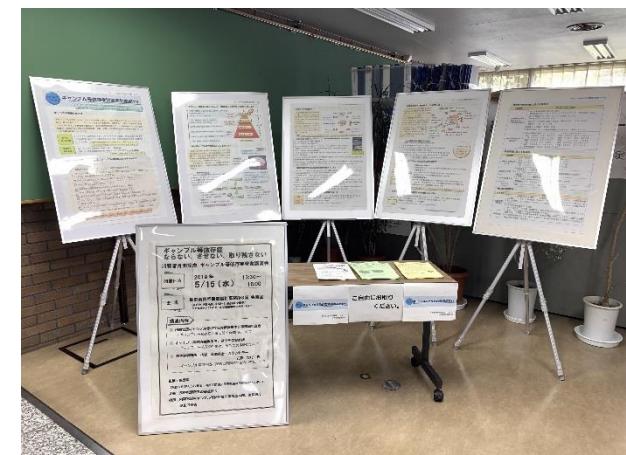
3 講師及び講演内容

- (1) 内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局担当者
 - ・ギャンブル等依存症対策に関する政策について
- (2) ギャンブル等依存症当事者、及びその御家族
 - ・ギャンブル等依存の当事者、家族の実体験
- (3) あさか事務所 代表 司法書士・カウンセラー 安藤 宣行 氏
 - ・ギャンブル等依存症の実態と、周囲の向き合い方について

※写真提供:長野県精神保健福祉センター



講演会当日の様子



精神保健福祉センター内のパネル展示

9. ギャンブル等依存症対策の動向(5) 貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適正な運用の確保

- 金融庁においては、令和元年5月、ギャンブル等依存症問題啓発週間において、政府広報や街頭活動等を通じ、貸金業・銀行業における貸付自粛制度の周知活動を実施。

貸付自粛制度の紹介ページ（金融庁ウェブサイト）

貸付自粛制度について

浪費やギャンブルのために借入を繰り返し、多重債務に陥っていませんか？

貸付自粛制度とは

自らに浪費があることやギャンブル等依存症によりご本人やそのご家族の生活に支障を生じ、それがあること、その他の理由により、ご本人自らを自粛対象者とする旨または法定代理人等が、金銭貸付による債務者を自粛対象者とする旨を実施団体に対して申告することにより、実施団体が貸付自粛情報を信用情報機関に登録し、一定期間、当該信用情報機関の会員に対してその情報を提供する制度です。銀行・貸金業者などは、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。

貸付自粛制度は、日本貸金業協会において設立当初から実施しているものですが、ギャンブル等依存症対策強化整備の一環として、日本貸金業協会と一般社団法人全国銀行協会は、平成31年3月29日より連携して貸付自粛制度を実施することとなりました。これに伴い、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（（株）日本信用情報機構（JICC）、（株）シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。

詳細は、各実施団体ウェブサイトをご覧ください。

[日本貸金業協会「貸付自粛制度について」](#)、[全国銀行協会「貸付自粛制度の概要」](#)

依存症について（参考情報）

以下のリンク先において、依存症に関する注意事項や、ご本人やそのご家族が対処に困った場合の相談窓口等をご紹介しています。

[金融庁「多重債務相談員等向けの対応マニュアル」](#)
(依存症の方との対応方法や、ギャンブル等依存症でお困りのご本人やご家族の皆様に向けた依存症の相談窓口の連絡先等が記載されております)

金融庁Twitter

金融庁 [@fsa_JAPAN](#)

浪費やギャンブルのために借入を繰り返し、多重債務に陥っていますか？「もう借りない！」。その決意を応援する方法があります。

貸付自粛制度について：fsa.go.jp/policy/kashiki..

#ギャンブル #ギャンブル依存症 #ギャンブル等依存症 #借金 #融資 #多重債務

17:37 · 2019/05/07 · Twitter Web Client

政府広報 (読売オンライン)

読賣新聞 [オンライン](#)

新型新幹線「ALFA-X」、全車両を公開

ALFA-X（アルファエックス）の車両を公開する新幹線を紹介する動画が公開されました。ALFA-Xは0回線。

中国公約4箇、実施済み件の状況に一時措入

実施済キヤリ、手に日射針一時措入を認める

「ドーン」音と同時に、「ママ、ママ」泣き叫び声

お母の女「よく育てなかつた」→2箇先死亡

天理事件、致の事件の原因は自殺の疑い

PR ギャンブルで借金…もう「借りたくない」あなたへ～政府広報

PR ギャンブルで借金…もう「借りたくない」あなたへ～政府広報

街頭活動（ティッシュ配布）

配布物

5月14日から20日は
ギャンブル等
依存症問題啓発週間です！

ギャンブルのために借入を繰り返し、
多重債務に陥っていませんか？

多重債務相談窓口はこちら→

金融庁

